

ワーキングペーパーシリーズ内規

(目的)

第1条 本内規は、グローバル・エデュケーション・センター（以下「センター」という。）において、ワーキングペーパーシリーズの発行等に関する内容を規定することを目的とする。

(名称)

第2条 ワーキングペーパーシリーズの名称は、「GEC ワーキングペーパーシリーズ」(Global Education Center Working Paper Series) とする。

(ワーキングペーパーシリーズ編集委員会)

第3条 センターは、センター管理委員会のもとに、ワーキングペーパーシリーズ編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。編集委員会は、ワーキングペーパーの編集および発行等に関する決定を行う。

2 編集委員会は、次の者により構成する。

一 所長、副所長および教務主任

二 センターを本属とする専任教員、特任教授およびテニュアトラック教員

3 編集委員会は、委員の3分の2以上の出席を要し、議決は出席者の過半数をもって行う。

4 編集委員会に編集委員長を置く。編集委員長は、所長が兼務する。

(事務)

第4条 ワーキングペーパーシリーズの編集および発行等に関する事務は、グローバル・エデュケーション・センター事務局が担当する。

(投稿資格)

第5条 ワーキングペーパーシリーズに投稿することができる者（以下「教員等」という。）は、次に定める者とする。

一 センターを本属とする専任教員、特任教授およびテニュアトラック教員

二 センターを本属とする教授（任期付）、准教授（任期付）、講師（任期付）および助教

三 センターを本属とする助手で、指導教員および所属する教育部門座長の了承を得た者

2 投稿方法については、別に定める。

(成果物)

第6条 ワーキングペーパーシリーズに投稿する成果物は、著者に教員等が含まれるものに限る。

(著作権)

第7条 成果の著作権は、特段の定めがない限り、著者に帰属する。成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していることが判明した場合、成果物を投稿した教員等が一切の責任を負うものとする。

2 前項に定める侵害が確認された場合、編集委員会で審議のうえ、第9条に定める公開を停止する。

(発行)

第8条 ワーキングペーパーシリーズは、教員等から成果物の投稿があった場合、その都度公開する。

(公開)

第9条 ワーキングペーパーシリーズは、次の各号に定める場所に公開する。

一 センターのホームページ

二 早稲田大学リポジトリ

(掲載における疑義)

第10条 掲載の可否、掲載する項目、その他掲載に関わる事項等について疑義が生じた場合は、編集委員会が判断のうえ、成果物を投稿した教員等に通知する。

(その他)

第11条 本内規に定めのない事項については、編集委員会で審議のうえ、決定する。

以 上

附 則

この規則は、2025年7月25日から施行する。